

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
田村地域	田村市、三春町、小野町	平成 29 年度～令和 4 年度	平成 29 年度～令和 4 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成27年度)	目標 (割合※1) (令和5年度) A	実績 (割合※1) (令和5年度) B	実績/目標※2	
排出量	事業系 総排出量	5,697 t	5,157 t (▲9.5%)	5,046 t (▲11.4%)	120.0%
	1 事業所当たりの排出量	2.0 t	1.82 t (▲9.0%)	10.9 t (445%)	▲4944.4%
	生活系 総排出量	14,985 t	13,382 t (▲10.7%)	13,074 t (▲12.8%)	119.6%
	1 人当たりの排出量	183.0kg/人	163.0kg/人 (▲10.9%)	187.9kg/人 (2.7%)	▲24.8%
合 計 事業系生活系総排出量合計	20,682 t	18,539 t (▲10.4%)	18,120 t (▲12.4%)	119.2%	
再生利用量	直接資源化量	1,655 t (8.0%)	1,940 t (10.5%)	2,211 t (12.2%)	168.0%
	総資源化量	3,928 t (18.6%)	4,259 t (22.5%)	2,592 t (14.1%)	▲115.4%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	698.2MWh	626.0MWh	0 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	1,280 t (6.2%)	1,086 t (5.9%)	1,876 t (10.4%)	▲1400.0%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成28年度)	目 標 (令和5年度) A	実 績 (令和5年度) B	実績/目標※3	
総人口	人	人	人	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	人	人	人	—
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%	
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	人	人	人	—
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%	
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	人	人	人	—
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	人	人	人	%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの		有料化	田村市、三春町、小野町	排出抑制や資源ごみの分別向上、費用負担の公平性確保のため直接搬入料金や指定袋の料金見直しを検討する。	平成 29 年度～令和 4 年度	【田村市・三春町・小野町】 広報誌に資源ごみの分別に関する記事を掲載し、もやせるごみとして捨てられている紙類や容器包装プラスチック等を資源ごみとして排出する事の啓発を行った。 なお、料金見直しについて各市町で検討を行ったが、計画期間中の見直しには至らなかった。
		環境学習	組合	社会学習の一環として、小学生を対象としたごみ処理施設の見学を実施する。	平成 29 年度～令和 4 年度	【組合】 小学生に対し、ごみ処理施設の見学を実施した。
		分別収集の見直し、啓発	田村市、三春町、小野町	リサイクルの促進、ごみの発生抑制を図るため、分別区分の見直しを検討する。また、分別排出徹底を目的とした広報・啓発を行いリサイクル率向上を図る。	平成 29 年度～令和 4 年度	【田村市・三春町・小野町】 広報誌に資源ごみの分別に関する記事を掲載し、もやせるごみとして捨てられている紙類や容器包装プラスチック等を資源ごみとして排出する事の啓発を行った。 広報誌に資源ごみの分別に関する記事を掲載し、資源ごみの啓発を行ったほか、小型家電リサイクル法に基づく小型家電の拠点回収を令和 4 年度より開始した。
		マイバック運動・レジ袋対策	田村市、三春町、小野町	構成市町の商工会等と協力し、レジ袋の有料化、マイバック運動を推進する。	平成 29 年度～令和 4 年度	令和 2 年度にレジ袋の有料化が図られた。 【田村市・三春町・小野町】

					各市町の商工会と連携しマイバック運動を行った。
	搬入業者・排出事業者に対する指導	組合	事業系ごみの中身を検査し、資源ごみの分別徹底と適正排出するよう指導を行う。	平成 29 年度～令和 4 年度	田村西部環境センター、田村東部環境センターで検査を実施し、事業者への指導を行った。
処理体制の構築、変更に関するもの	生活系ごみの処理体制	組合、構成市町	令和 4 年度で組合が解散し田村西部環境センターは三春町、田村東部環境センターは田村市に移管されることとなっているため、解散後の処理体制を検討する。	平成 29 年度～令和 4 年度	田村西部環境センターでは三春町と田村市の一部について、田村東部環境センター（現たむらクリーンセンター）では田村市の一部と小野町のごみを処理するよう、組合解散後の処理体制構築を行った。
	最終処分体制	組合、構成市町	現在は田村広域一般廃棄物最終処分場で不燃残渣の処理を行っているので、解散後の最終処分体制について検討を行う。	平成 29 年度～令和 4 年度	田村広域一般廃棄物最終処分場（現たむら一般廃棄物最終処分場）については田村市に移管され、田村市と小野町から排出される不燃残渣の最終処分を行うこととした。
	事業系ごみの処理体制	組合、構成市町	排出事業者に対し減量化・資源化の啓発を行う。	平成 29 年度～令和 4 年度	【組合、田村市、三春町】清掃施設への搬入許可事業者に対し、許可期間更新のタイミングに合わせ生ごみの減量化や紙類等の分別徹底による資源化の啓発を行った。
	今後の処理体制の要点	組合、構成市町	◇ごみ焼却施設については、本組合が解散する令和5年3月31日まで既存施設を使用して処理を継続する。 ◇最終処分場については、本組合が解散する令和5年3月31日まで既存施設を使用し、かつ、外部委託処理を併用して処理を継続する。 ◇ 住民や排出事業者の意識	平成 29 年度～令和 4 年度	◇ごみ焼却施設について田村市に移管されたたむらクリーンセンターでは田村市と小野町のもやせるごみの処理を行い、三春町に移管された田村西部環境センターでは三春町のもやせるごみを処理することとした。 ◇最終処分場について田村市に移管されたたむら一

				啓発などを通じて、ごみの減量化や資源化の推進を行っていく。		<p>般廃棄物最終処分場では田村市と小野町の飛灰、不燃残渣を最終処分することとした。</p> <p>三春町の主灰、不燃物残渣については三春町一般廃棄物最終処分場での処分を継続して行うこととした。</p> <p>田村市と小野町の主灰及び三春町の飛灰については外部委託処理することとした。</p> <p>◇ごみの減量化や資源化の推進について</p> <p>住民や事業者に対し、生ごみの減量化や紙類・容器包装プラスチックの分別徹底等の周知広報を行い、減量化・資源化の推進を図った。</p>
処理施設の整備に関するもの	1	ごみ焼却施設（田村東部環境センター）の基幹的設備改良事業	田村市	可燃ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を実施し、処理能力を 30 t/日から 52.8 t/日に向上させ、田村市と小野町の可燃ごみ全量进行处理する。	令和 5 年度～令和 7 年度	【田村市】 基幹的設備改良工事の実施に向けた調査等を実施した。（下記のとおり）
	31	ごみ焼却施設の基幹的設備改良（事業番号 1）に係る生活環境影響調査事業	田村市	生活環境影響調査を実施する	令和 3 年度	【田村市】 生活環境影響調査を実施した。
	32	ごみ焼却施設の基幹的設備改良（事業番号 1）に係る工事発注支援事業	田村市	発注仕様書等を作成する	令和 4 年度	【田村市】 発注仕様書を作成した。

施設整備に係る計画支援に関するもの	41	ごみ焼却施設の基幹的設備改良（事業番号 1）に係る長寿命化総合計画策定支援事業	田村市	長寿命化計画を作成する。	令和 3 年度	【田村市】 長寿命化計画を作成した。
その他		廃家電のリサイクルに関する普及啓発	田村市、三春町、小野町	特定家庭用機器再商品化法に基づく処理がなされるよう、関連団体や小売店と協力し、普及啓発を行う。	平成 29 年度～ 令和 4 年度	【田村市、三春町、小野町】 広報誌等で適正処理に関する周知を行ったほか、小型家電リサイクル事業者と連携し小型家電の回収を開始した。
		不法投棄対策	田村市、三春町、小野町	地域と一体となった啓発やパトロール強化、防止看板の設置を行う。	平成 29 年度～ 令和 4 年度	【田村市】 広報誌や市ホームページで啓発を実施したほか、地域と連携し防止看板の設置を行った。 【三春町、小野町】 広報誌等で啓発を実施したほか、地域と連携し防止看板の設置を行った。
		災害廃棄物処理	田村市、三春町、小野町	構成市町の防災計画を踏まえ、地域内周辺地域との連絡体制を構築する。	平成 29 年度～ 令和 4 年度	【田村市・三春町・小野町】 令和 3 年度に福島県と災害廃棄物処理相互応援協定を締結した。

3 目標の達成状況に関する評価

<p>(ごみ処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ 総排出量の目標は達成することができたが、1 事業所あたりの総排出量目標は達成できなかった。 要因としては、排出量低減や資源化に関する指導が不足していたことが考えられる。 ・生活系ごみ 総排出量の目標は達成する事ができたが、1 人当たりの総排出量目標は達成する事ができなかった。 要因としては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により外出する機会が減ったため、家庭から排出されるごみの量が増えたこと等が主な要因として考えられる。

- ・直接資源化量
目標を達成する事ができた。
- ・エネルギー回収量
目標を達成することができなかった。
要因としては、令和2年度に田村西部環境センターの発電設備が老朽化により運転停止したことによるもの。再稼働にあたっては莫大な修繕費用が必要な事から再稼働の予定は無い。
- ・総資源化量、最終処分量
目標値に届かなかった。
要因としては、令和2年度に田村西部環境センターの主灰溶融スラグ化施設の運転が止まったことにより、焼却灰の資源化が出来なくなったことから、総資源化量が減り、最終処分量が増えたことによるもの。再稼働にあたっては莫大な修繕費用が必要な事から再稼働の予定は無い。

(都道府県知事の所見)

1 事業所当たり及び1人当たりのごみの総排出量の増加について、特に生活系ごみについては新型コロナウイルス感染症蔓延の影響という不慮の要因があると考察されるが、引き続き事業所への指導及びごみ減量取組の推進に努められたい。
総資源化量、最終処分量が目標値に届かなかったことに関して、溶融スラグ化施設の運転停止を要因として挙げており、施設の老朽化に伴う計画的な停止と思慮されるが、それ以外の要因による不慮の停止により、普段のごみ処理や資源化に支障を来さないよう、施設の点検を定期的にかつ入念に行うことが望ましい。